

岩倉市総合体育文化センタービデオカメラ等の管理及び運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩倉市総合体育文化センター（以下「センター」という。）に事故防止等のために設置するビデオカメラ、モニター及び記録データ（以下「ビデオカメラ等」という。）の管理及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ビデオカメラ センター内に設置し、センター内の映像を撮影する装置をいう。
- (2) モニター 事務室内に設置し、ビデオカメラで撮影したセンター内の映像を表示する装置をいう。
- (3) 記録データ ビデオカメラにより撮影した映像を記録媒体に記録した映像データをいう。
- (4) 管理責任者 ビデオカメラ等を管理する者をいう。
- (5) 取扱者 管理責任者から許可を得てビデオカメラ等を取り扱う事務に従事する者をいう。
- (6) 個人情報 記録された映像のうち岩倉市個人情報保護条例（平成17年岩倉市条例第3号）第2条第2号に該当するものをいう。

(設置等)

第3条 ビデオカメラ等は、センター内における事故防止及び事故発生後の検証に資することを目的として設置する。

2 ビデオカメラの設置場所は、センター内の各所が見渡せる場所とする。

3 ビデオカメラの設置に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) ビデオカメラの設置台数は、設置目的を達成するために必要最小限の台数とすること。
- (2) ビデオカメラによる撮影対象区域は、設置目的を達成するために必要最小限の範囲とし、センター以外の公共の場所及び他の土地、建物等が写り込まないようにすること。

(3) ビデオカメラの撮影対象区域その他の見やすい場所に、ビデオカメラを設置している旨の表示をすること。

(データの記録等)

第4条 ビデオカメラは、常時これを作動させ、ハードディスク等の記録媒体に映像を記録する。

(管理責任者の設置)

第5条 ビデオカメラ等の適正な管理及び運用を図るため、管理責任者を置き、教育こども未来部生涯学習課長をもって充てる。

(管理責任者等の責務)

第6条 管理責任者は、ビデオカメラ等の適正な管理に努めるとともに、ビデオカメラ等の取扱いに関し、取扱者に対し適切な指導を行わなければならない。

2 取扱者は、管理責任者が予め指定した職員をもって充て、記録データの適正な管理及び運用に努めなければならない。

3 管理責任者及び取扱者は、記録データにより知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(指定管理者への措置)

第7条 教育委員会は、必要があると認めるときは、センターのビデオカメラ等の管理及び運用に関する業務の一部を、センターの指定管理者に行わせることができる。この場合において、教育委員会は、センターの指定管理者の職員を取扱者とし、センターの指定管理者に対し、岩倉市総合体育文化センターの管理運営等に関する基本協定書における個人情報の保護に関し十分な措置を講じるよう求め、この要綱の趣旨を遵守するよう指導するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定によりセンターのビデオカメラ等の管理及び運用に関する業務の一部を指定管理者に行わせる場合において必要があると認めるときは、当該ビデオカメラ等の管理及び運用の状況に関し指定管理者に報告を求め、若しくは必要な指示を行うことができる。

(操作の禁止)

第8条 管理責任者及び取扱者以外の者は、ビデオカメラ及びモニターを操作し、又は記録データを記録媒体から抜き出してはならない。ただし、管理責任者が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(記録データの目的外利用の制限)

第9条 記録データは、次に掲げる目的以外の目的で利用してはならない。

- (1) センター内における事故の発生状況の把握並びに原因の分析及び究明のために管理責任者又は取扱者が記録データを閲覧するとき。
- (2) センター内の会議等において事故防止対策のための資料として利用するとき。

(記録データの外部への提供の制限)

第10条 記録データは、外部に提供してはならない。ただし、次に掲げる場合であって、提供した記録データが適切に取り扱われると認められるときは、記録データを外部に提供することができる。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 捜査機関から犯罪捜査の目的で公文書による照会を受けたとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(記録データの複製等の制限)

第11条 記録データは、これを複製し、又は印刷してはならない。ただし、第9条又は前条の規定により記録データを利用し、若しくは外部に提供する場合において管理責任者が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

(記録データの保存等)

第12条 記録データの保存期間は、管理責任者が定める。

- 2 前項の規定により定めた保存期間を経過した記録データは、新たな記録データを上書きする等の方法により、これを消去するものとする。
- 3 前条ただし書きの規定により記録データを複製し、又は印刷したものについては、第9条又は第10条の目的を達成するために必要な範囲で、保存期間を延長することができる。

(報告)

第13条 管理責任者は、ビデオカメラ等の運用の状況について岩倉市総合体育文化センタービデオカメラ等運用状況記録簿(別記様式)を作成し、備えなければならない。

- 2 管理責任者は、記録媒体の盗難、紛失等又は記録データの漏えいがあった場合は、速やかにこれを教育委員会に報告しなければならない。

(岩倉市個人情報保護条例の適用)

第14条 記録データに含まれる個人情報の取扱いについては、岩倉市個人情報保護条例の定めるところによる。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

別記様式（第13条関係）

岩倉市総合体育文化センター
ビデオカメラ等運用状況記録簿

設 置 場 所	
設 置 年 月 日	
管理責任者氏名	
取 扱 者 氏 名	
設 置 台 数	
記録の保存媒体	
記 録 デ ー タ 管 理 等 状 況	